

事業要望等チェック表

事業要望時に以下の内容を事前にご確認ください。

区分	具体的な要件・注意事項等
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備や農業機械の導入により、生産量や販売額が定量的に増加することが証明（数値化）することが必要となります。 成果目標は現状値から10%程度増加することが必要となります。
取組主体	<ul style="list-style-type: none"> 豊橋市内在住で、市税等の滞納がない生産者の方が対象です。 青色申告を実施している生産者が対象となります。 既事業実施者が新たに事業実施する場合、前回の取組主体計画に定められた<u>成果目標を達成</u>していることが必要です（価格補正は可能）。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設や機械等の<u>単純更新は補助対象外</u>となります。 過剰な設備投資等は補助対象外となります。 農業機械等をリース導入する場合、機械一式で税別50万円以下のものは<u>補助対象外</u>となります。 農業機械等を購入する場合、費用対効果分析が1を上回ることが必要です。 農業機械等のリース導入あるいは購入の場合、原則として<u>簡易なビニールハウスが対象</u>となります。 整備事業の対象となる施設（低コスト耐候性ハウスや集出荷施設等）はこの事業の対象となりません。 納品業者は<u>3社以上の競争見積り</u>により選定することが必要です。
支払い	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の支払いには、<u>年度内の事業完了</u>が必要です。 年度内に事業完了できなかった場合、補助金の支払いができなくなります。 農業機械等をリース導入する場合、補助金はリース事業者へ支払われます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施予定地の耕作権を有していることが必要です 事業採択後に事業内容が変更となった場合、補助対象から外れます 事業完了後に施設等を改造する場合、国の許可が必要となります。 会計検査院による<u>会計検査の対象事業</u>となりますので、検査対象となった場合は、各種ご協力をいただきます。
新規計画	<ul style="list-style-type: none"> 新規計画と同品目の産地パワーアップ計画が既に存在する場合（目標年度到達前であっても）、既存計画の目標達成が必要です。 品目ごとの面積要件（施設野菜5ha／施設花き3ha等）を満たすことが必要です。